

9 / 29 大阪市人事委員会「勧告」が、吉村市長の「教員給料表2分割・相対評価」案に追随 相対評価結果を本人に開示せずに、試行の「検証」などできない！

大阪市教委は「2分割給料表」の提案を断念せよ！

大阪市人事委員会が今年度の「勧告」を市会議長と吉村市長に出した。市長責任の総合教育会議が強行している「新しい教諭の職」新設・教諭給料表2級の2分割差別化と、人事考課制度（学校内相対評価）を、維新市政に追随して不当にも追認した。教育委員会は今、「勧告」を踏まえた「2分割給料表」案を、11月下旬までには各組合に提案して団体交渉に入る・・・と言っている。

- 勧告は27ページで「新しい教諭の職」設置について、「同一の級が適用される職でありながら、給与水準に明確な差を設けることとなる。」「一般的に職務内容が違う場合は、別の級を適用することも考えられる。」と書いている。全くその通りで、それにもかかわらず勧告が続けて、（7月7日付の市総合教育会議の）「方向性案に沿った検討を行うのであれば、・・・」と吉村市政に追随しているのは、公務員の労働3権制限の代償機関としての責任を放棄するものであり、不当そのものだ。
- 28ページの「初任給水準の引上げ」では、「その原資は他の教員の給与原資から提供されるとのことであるため、それらの教員の納得性にも留意する必要がある。」と、一見当たり前の指摘をしている。しかし、そもそも管理職給与だけの大幅アップは前提の制度化で、その他の一般教職員で現行以下の賃下げ（引きはがし！）に「納得」する者がいる訳がない！ 勧告の結論は、「初任給水準の引き上げの有効性について慎重に検討する必要がある。」と、一応ブレーキをかけるフリだけはしている。
- ◎ **一番問題なのは、32ページの「人事評価」の最後の「教員については、・・・」（以下）だ。**



「相対評価の実施単位が各学校となり、その人数規模が小さい等、教員以外の職員とは異なる状況もあることから、試行実施の結果を十分に検証しつつ、その制度内容や目的を教員に対して周知し理解を深めるなど納得性を向上させる取組が必要である。」（22行目）（下線は組合）

人事委員会は、この8月から市教委がやってきたことの現実を知らずに書いたのか、知ってはいるけど「知らんフリ」という無責任か？ どちらにしてもこれは論外だ！ 私たちが「9月末までに！」と迫られた試行の自己評価のPC入力について、教職員は「PC画面を読んで、自分で理解してください。」と指示されただけで、誰一人市教委からの説明すら受けていないままだ。しかも、校長と教育長責任でのその「相対評価」の結果自体が、「まだ給与反映には使わない試行だから・・・。」という理由で、何と本人には開示されない！ 最終結果を開示されずに、教職員がどうやって「十分に検証し」、「理解を深め」「納得性を向上させ」ることができるのか？！ それはありえない。

「勧告」が求めている「検証」すること自体が、大阪市教委には不可能なのだ。市教委は「11月末までには・・・」と言っている給与制度案を、最早提案すべきではない。新「給与・人事考課制度」案そのものを、断念すべきだ！ **「大阪市会陳情」署名に、教職員と市民のご協力を！** [署名用紙は裏面]

労働相談・問い合わせ(教職員なかまユニオン)は下記のHP・Tel・メールへ

'17 11 / 16

誰でも一人でも入れる労働組合
教職員なかまユニオン
(なかまユニオン学校教職員支部)

〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

(Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131)

<http://www.nakama-kyoiku.com/>

Tel (相談担当) 090-1914-0158

メール nakama_kyoiku@yahoo.co.jp

教職員なかまユニオンに入って、権利と教育を闘いとうろ！